

独立行政法人国立病院機構福山医療センター臨床倫理審査委員会規程

(目的)

第1条 独立行政法人国立病院機構福山医療センター（以下、「福山医療センター」という。）において、医療行為を倫理的配慮の下に適正に実施し、患者の医療安全を確保することを目的とし、独立行政法人国立病院機構福山医療センター臨床倫理審査委員会（以下「臨床倫理審査委員会」という。）を設置する。

(責務)

第2条 臨床倫理審査委員会は、福山医療センターに所属する医療従事者等（以下「病院職員」という。）から申請された医療行為等に関する問題についてその是非を審議し、審議結果を申請した病院職員に文書で通知する。

(組織)

第3条 臨床倫理審査委員会は、福山医療センター院長（以下「病院長」という。）が指名する者をもって組織する。

(事務局)

第4条 臨床倫理審査委員会の事務局は庶務班長及び臨床研究部事務助手をもって構成する。

(運営等)

第5条 臨床倫理審査委員会の運営等については、病院長が別に定めるところにより行う。

(雑則)

第6条 この規程に定める他、この規程の実施に当たって必要な事項は病院長が定める。

附則

(施行期日) この規程は、令和6年1月1日から施行する。
この規程は、令和6年2月1日から一部改正する。